

滋賀県レイカディア大学彦根キャンパスサポートの会活動規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、レイカディア大学彦根キャンパスサポートの会（以下「本会」という）と称する。

(1) 事務所はレイカディア大学彦根キャンパス事務所内に置く。

(本会の設置目的)

第2条 この規約はサポートの会が自らのサポート活動に関することを定めるものである。サポートの会は高齢者が時代の要請する実践的な新しい知識、教養と技術を身につけ、地域の担い手として登場できるようにレイカディア大学に提言して、協働によるレイカディア大学の運営に資することを目的とする。

(サポート内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 講師等としての指導・補助
- (2) 講座等の企画・運営への参画
- (3) 教務事務・業務のサポート
- (4) 在学生と卒業生との交流活動の企画実践
- (5) 地域活動の推進に関するサポート
- (6) 大学等の活動に関する情報収集と発信
- (7) 学生募集等に関する広報活動
- (8) 大学祭等イベントのサポート
- (9) その他、前条の目的を達成するための必要な活動

(各団体との連携)

第4条 サポートに際しては、レイカディア大学同窓会、NPO、各種団体、関係機関、ボランティア等と連携し、講師の派遣や在校生等の地域活動への支援などについて協力を求めるものとする。

第2章 サポーター

(サポーターの委嘱、登録)

第5条 サポーターは、レイカディア大学（彦根キャンパス）の卒業生等で、大学の趣旨に賛同しサポート活動に意欲のある者が、同学長から「滋賀県レイカディア大学サポートの会サポーター」（以下「サポーター」という）

- を委嘱され名簿登録された者とする。
2. 任期は3年とする。但し、代表の依頼及び本人の希望がある時は、以降の任期は1年ごとの委嘱とする。
 3. 活動年度の途中で登録を行った場合、その任期は年度末をもって1年とみなす。
 4. 本会の登録及び脱退の申し出には随時応じるものとする。

(本会の構成)

第6条 本会は、第5条1項のサポーターにより構成し、第3条のサポート内容を具現化するために、部会および部、プロジェクトチーム(以下「PJT」という)を置き、その組織図は別に定める。

- (1) 部会は、園芸学科部会、北近江文化学科部会、健康づくり学科部会とする。
- (2) 部、PJTは、総務部、**広報部**、学生募集PJT、大学祭PJT、地域活動PJTとする。
- (3) **サポーターの親睦と交流を目的とした「交流部」を新設する。**
- (4) **「広報・情報室」を「広報部」に改名する**

2. サポーターは卒業した学科の部会に所属する。但し、第11条により、代表、副代表、監事は除く。
3. 部、室、PJTは、原則各部会のサポーターから構成し兼任で活動する。
4. 各部会と部、室、各PJTに、ホームページ(以下「HP」という)担当を置く。

第3章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------------------------------------------|-----|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 1名 |
| (3) 監事 | 1名 |
| (4) 総務部長 | 1名 |
| (5) 総務部副部長 | 若干名 |
| (6) 広報部、副部長 | 若干名 |
| (7) 部会長、副部会長 | 2名 |
| (8) PJTリーダー(以下「PJL」という)、
PJT副リーダー(以下「副PJL」という) | 若干名 |
| (9) その他、代表が指名するもの | 若干名 |

尚、代表、副代表、総務部長を「三役」とする。

(役員を選出)

第8条 役員は次の方法により選出する。

- (1) サポーターの1年目は本会活動の全体掌握に努め、2年目は本会のリーダーとしての活動を、3年目は後輩サポーターの育成と活動のフォローアップに努めることを前提に選出する。
- (2) 代表、総務部長、**交流部長**、**広報部長**、部会長、P J Lは2年目のサポーターの中から選出し、副代表及び**副部長**、副部会長、副P J Lは1年目のサポーターの中から選出することを原則とする。
- (3) 総務部副部長は、1年目、2年目のサポーターの中から選出し、必要に応じて複数選出できる。
- (4) 監事は前期代表がその任にあたる。

2. 役員会の議を経て次期役員候補を選考するために「三役」に選考を委任することができる。

- (1) 「三役」は、選考委員会を開催し、役員候補を選考して役員会へ答申しなければならない。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 代表は本会を代表し統括する。
- (2) 1. 副代表は代表及び各P J Tを補佐し、代表に事故あるときはこれに代わる。
2. **副代表は各学年の学科長会議に出席し意見を集約するものとする。**
- (5) 監事は会計監査を行うほか、本会への助言やフォローアップを行う。
- (6) 総務部長は部を代表し、本会の運営ならびに活動が円滑に実施されるよう会務全般を統括する。副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときはこれに代わる。
- (7) **広報部長は部**を代表し本会ならびに大学情報を広く発信するなど、情報を管理し運営する。**副部長は部長**を補佐し、**部長**に事故があるときはこれに代わる。
- (8) 部会長は部会を代表し部会の活動計画を立案実施するとともに、部会を統括する。副部会長は部会長を補佐し、事故があるときはこれに代わる。
- (9) P J LはP J Tを代表しP J Lの活動計画を立案実施するとともに、P J Tを統括する。副P J LはP J Lを補佐し、事故があるときはこれに代わる。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。但し、休校等による

年度の期間変更があれば、活動期間に応じ見直しを行う。

2. 役員が年度途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

(専任)

第11条 代表、副代表、監事は専任とする。

第4章 会議及び報告会

(情報伝達方法)

第12条 本会及び各関係団体への会議の招集・議事録等の情報伝達は、次の方法を取り徹底する。

- (1) サポーター全員への情報伝達は、各部長を通し連絡する。
- (2) 会議の招集及び議事録等の情報伝達は、電子媒体を主とし、その他の情報伝達手段を補助とする。

(議事録)

第13条 会議の議事については議事録を作成し保存をする。

2. 議事録には次の事項を記載すること。
 - (1) 会議の日時、場所及び出席人数。
 - (2) 審議事項及び議決事項。
 - (3) その他、関係者が必要と認めた事項。

(役員会)

第14条 役員会は第7条の役員及び代表が指名する者で構成し、最高意思決定機関とする。

2. 役員会の付議事項は次のとおりとする。
 - (1) 規約の制定及び改廃。
 - (2) 部会、部、PJTの活動報告と次年度活動計画。
 - (3) 会計及び監査報告と次年度予算計画。
 - (4) 次年度の役員改選。
 - (5) その他役員会及び調整会議で必要と認めた事項。
本会議での議決結果等は、調整会議に報告する。
3. 役員会は役員の過半数の出席をもって成立する。
4. 役員会は代表が招集し、出席者の過半数で決し賛否同数の場合は代表が決する。
5. 議長は代表が任命する。

(調整会議)

第15条 本会議は、第7条に定める役員、在学生学科長、大学事務局、レイカディア大学同窓会代表者等から構成する。

2. 本会議は、役員会報告事項等の調整機関として、協議調整を定期的に行い、この調整会議結果に基づきサポート活動を実施するものとする。
3. 会議を構成する者の任期は在校生学科長を除き原則1年とする。但し、再任は妨げない。
4. 本会議は代表が招集する。但し、代表が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
5. **議長は代表が任命する。**

(全体説明会)

第16条 全体説明会は、原則年1回9月に開催し代表が招集する。

2. 全体説明会は、サポーターへの事業報告会とする。
3. 全体説明会の進行役は、総務部長とする。

(サポート活動 部会・部・PJT)

第17条 部会、部、PJTの会議開催は、各組織長が招集する。

2. 部会、部、PJTの会議議長は各組織長が行う。

(諮問機関の設置)

第18条 代表はその還元において、専門委員会等を設置し、特定の課題を調査又は審議させることができる。

2. 専門委員会等は、調査又は検討した結果を役員会に答申する。

第5章 活動年度及び保険

(活動年度)

第19条 本会の活動年度は、10月1日から始まり翌年9月30日に終わるものとする。但し、休校等による年度の期間変更があれば、活動期間に応じて見直しを行う。

(ボランティア保険の加入)

第20条 第5条1項のサポーターは、レイカディア大学の負担でボランティア保険に加入する。

活動中の事故損害については保険の対象範囲内で対応する。

2. 第4条の連携するボランティア団体等で、代表が認める場合はサポーターとともにボランティア保険に加入する。

第6章 会計

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、10月1日から始まり翌年9月30日に終わるものとする。但し、休校等による年度の期間変更があれば、活動期間に応じて見直しを行う。

(経費)

第22条 本活動の経費は滋賀県社会福祉協議会からサポートの活動に対して支払われる活動費と、本会員からの寄付によりサポート活動経費に充てる。

(会計報告)

第23条 本会の会計報告は総務部が作成し、毎年度終了時に監事に提出して監査を受けなければならない。

第7章 その他

(本会の説明)

第24条 本会は年度末に大学事務局に対して本会の貢献やその効果等について説明を求めることができる。

第25条 この規約に定めのない本会活動に関する事項については役員会で定める。

付則

この規約は平成23年3月28日から施行する。

平成25年10月29日 一部改正

平成26年10月24日 一部改正

平成27年10月30日 一部改正

平成28年 9月29日 一部改正

平成29年10月 5日 一部改正

平成30年10月12日 一部改正

令和 元年10月18日 一部改正

令和 3年 4月 8日 一部改正

令和 4年 5月18日 一部改正

令和 5年 4月10日 一部改正

令和 5年 7月 3日 一部改正